河津建設㈱

令和８年度 土木・建築専攻学生・奨学金制度のご案内

令和 ８年 ５月 １日

奨学生募集要項

１．応募資格	土木・建築工学を専攻する大学、高等専門学校に入学が決まった者
２．募集人数	若干名
３．奨学金額	入学時：大学　100 万円 高等専門学校　80 万円 在学中：大学　5 万円／月　　年間 60 万円 高等専門学校　4 万円／月　　年間 48 万円
４．返済について	当奨学金制度規定の第 9 条、第 11 条、第 12 条を適用する
５．貸与期間	申請した貸与期間
６．提出書類	・奨学金申請書 ・振込口座申請書 ・履歴書（写真貼付） ・住民票 ・大学・高等専門学校 合格通知の写し
７．募集期間	令和 ９年 ３月 １０日まで 【予約制度】 本制度は入学前に奨学金を予約する制度となります 学校側からの推薦を受けた学生に対し、奨学金制度希望対象者を事前に選考します
８．提出先	河津建設株式会社 〒877-0036 大分県日田市三芳小渕町１５１番地 担当：阿部
９．選考	第一次：書類選考 第二次：面接
１０．面接	書類選考後、該当者に連絡いたします
１１．選考結果	郵送をもって合否をお知らせいたします
１２．問い合わせ	河津建設株式会社 〒877-0036　大分県日田市三芳小渕町１５１番地 TEL: 0973-23-8173　FAX: 0973-22-2299 Mail: m.abe@kawadu.com HP: http://www.kawadu-kensetsu.co.jp

奨学金制度規定

第１条（目的）

この規程は、河津建設㈱の企業理念及び活動方針に賛同し、地域貢献のために働く若い技術者の育成を目的とする。

第２条（名称）

この制度の名称は「河津建設・技術者奨学金制度」とし、奨学金の貸与を受けるものを奨学生とする。

第３条（奨学生の資格）

土木または建築工学を専攻する大学、高等専門学校に入学が決まった者とする。

第４条（奨学生の義務）

奨学生は、当社の企業理念及び活動方針を理解し、一級土木施工管理技士、または一級建築施工管理技士の資格取得を目標に勉学に励むこと。

奨学生は、常に居住を明らかにし、変更があった場合は一ヶ月以内に連絡しなければならない。

奨学生は、毎年４月末までに在学証明書を当社に提出しなければならない。

第５条（申請の手続き）

この規定により奨学金を希望する者は、次の関係書類を一括で提出するものとする。

・奨学金申請書
・振込口座申請書
・履歴書
・住民票
・大学・高等専門学校　合格通知の写し

第６条（承認と審査）

本規程の審査と承認手続きは、以下のとおりとする。

当社役員を起案者とし、定められた関係文書を運営会議に提出する。

運営会議は、奨学金規程の適用要件にそって審査し、承認を決定する。

審査の結果は文書にて本人に通知する。

第７条（契約）

契約した場合は、当社と本人の間で奨学金賃借契約書を締結する。

第 8 条（審査基準と支払い）

奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

貸与期間：申請した貸与期間

貸与金額：入学時：大学　100 万円

高等専門学校　80 万円

在学中：大学　　年間各 60 万円（5 万円×12 ヶ月）×4 年間＝240 万円

高等専門学校　年間各 48 万円（4 万円×12 ヶ月）×5 年間＝240 万円

貸与日：契約締結後、随時貸与する

利　息：原則なし

第 9 条（返済）

奨学金の返済は、次のとおりとする。

当社に就職した後、以下の条件に該当する場合には、奨学金の返済を全額免除する。

条件：『 一級土木施工管理技士試験合格後　 10 年間勤務 』または、

『 一級建築施工管理技士試験合格後　 10 年間勤務 』

上記条件に該当しない場合には、以下のとおり勤務年数に応じて、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない（返済期間は原則最大で 10 年間の均等払いとするが、返済方法については借主の意見を尊重し、当社役員による運営会議にて決定する）。

返済額 ＝ （1－（一級土木（または建築）施工管理技士試験合格後の勤務年数）／10 年）×貸与奨学金額

第 10 条（奨学金貸与の辞退）

奨学生はいつでも奨学金を辞退することができる。辞退する場合は保証人連署で提出しなければならない。

第 11 条（奨学金貸与の終了と一括返済）

次のいずれかに該当する場合には、本規程の運用を停止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に奨学生は、すでに貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない（返済方法については、第 9 条のとおり）。

・大学・高等専門学校を退学した場合

・正規年数での卒業が不可能となった場合

・奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞した場合

・奨学金を受けた社員が、当奨学金制度の返済規定に反した場合

第 12 条（入社辞退）

奨学生が卒業後、本規程の主旨に反し、当社に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金を速やかに一括返済しなければならない（返済方法については、第 9 条のとおり）。

第 13 条（資格取得ができなかった場合）

卒業後、一級土木（または建築）施工管理技士の資格取得に時間を要す場合は、引き続き取得の意思があり、かつ当社の企業理念及び活動方針に賛同し、地域貢献のために働く意志があるもののみ、返済を延期できる。これらの意志がない場合、あるいは取得不可能とみられる場合には、第 11 条と同様の扱いとする。

河津建設㈱　様

「河津建設・技術者奨学金制度」申請書

入学時　　大学　・　高等専門学校
在学中　　大学　・　高等専門学校

※貸与を希望する学校に〇印を記入）

私は御社の奨学金規定に基づき、勉学に励み、卒業後御社の一級（土木・建築）施工管理技士として勤務することを希望し、奨学金貸与を希望いたします。

日　付　：　令和　　年　　月　　日

氏　名　：　　㊞

学校名　：　　大学　・　高等専門学校

住　所　：〒

電話番号：

連帯保証人

氏名　　㊞　　申請者との続柄

住所

電話番号　（自宅）　　（携帯）

奨学金振込口座申請書

奨学金の振込は下記の銀行口座を希望いたします

（フリガナ）
氏　名　：

学校名　：　　大学・高等専門学校

住　所　：〒

電話番号：

携帯番号：

振込先

銀行名：　　銀行　　支店

口座：普通　／　当座

番号：

名義（カタカナ）：

注）：口座は本人名義とする。

奨学金賃借契約書

貸主　河津建設㈱を甲、借主＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　を乙として、
「河津建設・技術者奨学金制度」の規定に従い、次のとおり奨学金賃借契約を締結した。

第 1 条（貸与金額）

貸与金額は、　＿＿＿＿＿　万円とする

入学時　：（＿＿＿＿＿万円）

在学中　：大学　　：　（60 万円×4 年＝＿＿＿＿万円）

高等専門学校　：　（48 万円×5 年＝＿＿＿＿万円）

第 2 条（貸与金の給付）

甲は、乙の奨学金として定められた金額を貸与契約後、随時貸与する。

第 3 条（貸与金一括返済）

乙は、規定第 10 条、第 11 条、第 12 条に該当する場合は貸与した奨学金を速やかに一括返済しなければならない。

第 4 条（責務）

規定の主旨を鑑み、甲は乙の奨学金を遅滞無く貸与し、乙は勉学に励むこと。

第 5 条（双方協議）

本契約に記載無き事項は「規定」に準ずる。また、本契約または「規定」にかかわる疑義が生じた場合は甲の運営会議の決済を受け、甲・乙双方が協議する。

第 6 条

連帯保証人は、乙の本件債務につき乙と連帯して履行の席に任ずる。

この契約書を 3 通作成し、各自署名捺印し、各 1 通を所持する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　住所

氏名　　㊞

（乙）　住所

氏名　　㊞

（連帯保証人）　住所

氏名　　㊞

奨学生辞退届

河津建設㈱　御中

私　　は、令和　　年度の奨学生として決定されましたが、

以下の理由により辞退いたします。

（ 理 由 ）

令和　　年　　月　　日

（本人）

住所

氏名　　㊞

（連帯保証人）

住所

氏名　　㊞